

平成30年4月19日□

□原子力規制委員会 宛て

六ヶ所原子力規制事務所
統括原子力運転検査官 服部 弘美□

平成30年度保安検査実施方針について

日本原燃株式会社再処理事業所廃棄物管理施設に対する平成30年度保安検査実施方針を下記のとおりに定めましたので提出します。

記

1. 基本検査で実施する保安検査の内容

(1) 事業者対応方針等の履行の実施状況に係る検査

平成29年度の再処理施設の第2回保安検査における、非常用電源建屋非常用ディーゼル発電機B補機室への雨水浸入についての保安規定違反等に関連し、保守管理等に係る廃棄物管理施設も含めた事業者の対応方針が示されていることから、改善の計画及び結果を含め是正処置等の実施状況について確認する。また、この検査においては、以下の事項を含めた確認を行う。

・改善活動の取組状況に係る検査

事業者は、対応方針において、事業者の改善活動（コレクティブアクション）に係るプログラム（以下「CAP」という。）の運用の改善を掲げ、改善活動を行っているところ。

CAPの運用改善については、平成29年度保安検査の年度評価において、CAPの運用改善を含む事業者対応方針等の適切な履行が施設の課題としてあげられている。

こうした状況を踏まえ、今年度の検査において、CAPの充実及び運用の状況について確認する。

・保守管理等の実施状況に係る検査

保守管理の問題については、前述のように事業者対応方針策定の起因となった項目であり、対応方針において、設備を管理下に置く活動の実施を掲げ活動しているところ。さらに、廃棄物管理施設の下部プレナム

部変色事象に対するフォローアップも必要である。

こうした状況を踏まえ、安全上重要な施設等に対して、その特性を考慮した上で、保守の計画が作成され、それを実施するための体制（手順書の作成等を含む）が構築され、点検が適切に行われていることを確認する。

なお、今後施行される新検査制度を見据えると、現場の実状を反映した図面などプラントの最新状態を把握できる図書の整備が日本原燃においても課題となっており、併せて取組状況を確認する。

・異常事象等発生時の措置に係る検査

事業者は、事業者対応方針において、JAEA 大洗内部被ばく事故に対する水平展開の問題点に係る取組を行っているところ。平成29年度保安検査の年度評価においては、異常事象への対応の改善を含む事業者対応方針等の適切な履行が施設の課題としてあげられている。

こうした状況を踏まえ、異常事象等が発生した場合について、拡大防止対策や必要な措置が確実に行われるよう、体制、資機材、手順書等が整備され、要員に対し教育・訓練が行われていること等を確認する。

(2) 外部事象等に対する体制の整備状況に係る検査

日本原燃再処理事業所においては、これまで雨水浸入や落雷等の外部事象により、安全上重要な設備への影響がある事象が発生している。また、実用炉においては、原子炉建屋への雨水流入が生じた事例等が発生しており、そうした外部事象等に対する、事業者の体制の整備状況について確認する。

2. 追加検査で実施する保安検査の内容

該当なし

3. 保安検査実施時期

- (1) 第1四半期：5月中旬
- (2) 第2四半期：9月中旬
- (3) 第3四半期：12月中旬
- (4) 第4四半期：3月中旬